

福祉医療制度のご案内

申請・問合せ 国保年金課医療年金係
☎内線3133

子ども・障がい者・ひとり親家庭など、医療費の保険診療分の自己負担を市が負担します。

対象	要件	申請に必要なもの
子ども	中学校卒業の3月31日まで	被保険者証
高齢 重度 重度障がい者	身体障害者手帳1級・2級	身体障害者手帳
	障害年金1級	年金証書
	特別児童扶養手当1級	証書
	療育手帳A・B1(B中)	療育手帳
	障害年金1級程度で年金を受給することができない人	所定の診断書
ひとり 親家庭など	下記いずれかに該当し、現に18歳未満の子を扶養している人とその子(18歳になって最初の3月31日まで) ●配偶者と死別または離婚し、現に婚姻していない ●配偶者の生死が明らかでない人 ●配偶者から遺棄されている人 ●配偶者が海外にいるため、扶養を受けることができない人 ●配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人	●戸籍全部事項証明書(謄本) ※本市に本籍がない人 ●転入者は、前住所地の所得証明書
	18歳未満の父母のない児童	父母のない事実を明らかにする証明

※いずれの申請も**被保険者証**が必要。要件を満たさなくなった場合は資格喪失
 ※入院時食事療養費、訪問看護、柔道整復師、治療用器具などの費用も含む(重度心身障がい者・高齢重度障がい者についての入院時食事療養費は、標準負担額減額認定証の提示またはマイナンバーカードによる電子資格確認により、一定の所得区分であることを証明した場合助成)
 ※重度心身障がい者・高齢重度障がい者は、令和5年8月1日から所得の基準額が導入されます。本人または同居の配偶者・扶養者が、一定以上の所得がある場合は助成対象外

医療機関受診に際してのご注意

県内医療機関では、健康保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証を窓口で提示してください。保険適用診療分を自己負担限度額まで市が負担します。医療費が高額になったときに限度額適用認定証の提示や電子資格確認をできないと、いったん窓口で支払う場合があります。※県外医療機関での受診や治療用器具費は、いったん窓口で自己負担分を支払ってください。(領収証を持参の上、市での手続きで翌月以降に支給します)

下記該当者は手続きが必要

健康保険の変更/障害の認定や等級の変更(重度心身障がい者・高齢重度障がい者)/同居や婚姻(ひとり親家庭)

ジェネリック医薬品のご利用を

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と比較して安価で同等の効能があり、自己負担額の軽減や医療費の節約につながります。医師や薬剤師の説明を受けてから利用しましょう。

急な発熱に安心

#8000に電話を(携帯電話可)

夜間や休日の電話相談「群馬こども救急相談」をご利用ください。医療機関を受診すべきか迷ったときなど、経験豊富な看護師などが対応します。(医療行為となる診断や治療を行うものではありません)

所得が一定基準以下の軽減割合	未就学児均等割(医療分・支援分)	(表1)	
軽減なし	18,800円(37,600円)	(表2)	
2割軽減	15,040円(30,080円)		
5割軽減	9,400円(18,800円)		
7割軽減	5,640円(11,280円)		
区分	税率など	課税限度額	
医療分	所得割	7.30%	650,000円(630,000円)
	均等割	27,800円	
	平等割	22,500円	
支援分	所得割	2.60%	200,000円(190,000円)
	均等割	9,800円	
	平等割	7,700円	
介護分	所得割	2.40%	170,000円
	均等割	11,900円	
	平等割	6,700円	

()内は変更前

子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する日以後の最初の3月31日以前)に係る均等割を2分の1に減額します。未就学児がいる世帯に対して一律に軽減を実施するため、申請は不要です。所得が一定基準以下の世帯に対する軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割を2分の1に減額します(表1)。地方税法などの改正に伴い、課税限度額も改正しました(表2)。

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線31336

令和4年度国民健康保険税

未就学児の均等割を減額